

民権派記者たちの投獄記録

—近代国家の黎明期における監獄と「異論」の一考察—

ヨース・ジョエル

(2020年9月25日受付, 2020年12月14日受理)

Prison Records of Liberal Journalists in the Meiji Era: A Consideration on “Dissent” and Prisons in the First Years of the Modern State in Japan

Joël Joos

(Received : September 25, 2020, Accepted : December 14, 2020)

要 旨

本稿は、1876年（明治9年）に投獄された3人の民権論者の投獄記録を思想的、文化史的に位置づけながら、これらにおける国家観の一側面を明らかにしたい。記録は植木枝盛、成島柳北と末広鉄腸が出獄直後に公にしたものであり、監獄内の実体験を生々しく綴っている。しかし、その厳しさを訴える半面、これらには共通して政府批判にとどまらない観察と考察が織り込まれている。在獄中に導入される様々な改革、とくに書籍読書に関する規制緩和を歓迎する記述からは、政府側の法官たちの国家構想に通底する考え方が読み取れる。通常反政府勢力のパンフレットとして読まれるこれらの記録は、同時に、明治初期の知識層における近代思想の萌芽を物語るドキュメントでもある。

キーワード：自由民権運動、言論弾圧、監獄の歴史、植木枝盛、成島柳北、末広鉄腸

Abstract

In this paper I will analyze some of the prison records left by liberal journalists of the early Meiji period in Japan, convicted under the censorship laws of 1875. I will shed light not only on what these records tell us about prison life in early Meiji Japan, but also on how the prison sentences affected the views of the journalist-writers in question on the government and Japan's modernization itself.

Among the many dozens of journalists active within the burgeoning liberal press who were convicted under the censorship regulations of 1875 we find Narushima Ryūhoku, Ueki Emori and Suehiro Shigeyasu. It is their respective prison records – *Gokunaibanashi*, *Shutsugoku Tsuiki* and *Tengoku Shinwa* – that are the subject of my analysis. Even if depicting the harsh reality of life inside the prison walls, still, these records reveal much more than self-pity or embittered hatred of government oppression. On the contrary, their authors did not hesitate to praise government officials for some of the improvements that took place during their time in prison. It seems they shared visions of a benign state with enlightened public servants within the bureaucratic apparatus that tried to silence them, even if espousing different political principles coated in an almost diametrically opposed vocabulary.

Keywords: jiyū minken undō, Movement for Freedom and People's Rights, oppression of the freedom of speech, history of prisons, Ueki Emori, Narushima Ryūhoku, Suehiro Tetchō

序

この小論では、明治9年に投獄された3人の民権論者の投獄記録について紹介し、これらの記録を明治初期の思想史及び文化史的背景のなかで位置づけたい。3人はともに、民権派新聞による政府批判を封じこめるために1875年（明治8年）に制定された「新聞紙条例」と「讒謗律」の規定に触れたため、1876年に投獄され、出獄後、その獄中体験について記録を公表している。当然ながらその記録は言論弾圧という不条理や獄中生活の厳しさを訴えているが、一方、それらには共通して政府批判に止まらない観察と考察が散りばめられている。たとえば、投獄中の彼らは、次々と導入される監獄の改革について好意的に言及し、政府指導による旧体制の解体を大いに歓迎している。それぞれの記録は為政者や官僚たちの政治指導の在り方や民主的改革の遅延に対する不満を露わにする反政府勢力のパンフレットとして読むこともできるし、そのような文脈で取り上げられることが多い。しかし、同時に、政治権力とつねに一定の距離を置きつつも、日本国の近代化という巨大プロジェクトの片棒を担いでいる知識層の自負心が垣間見えるドキュメントである。つまり、文明開化の旗印の下で進められる改革の方向性に限って言えば、権力側との隔たりはそれほど大きくない。数々の急進的民権論者が投獄という「汚点」にも関わらず官僚組織や政界において華々しい出世を遂げていったのも、獄中記録の心理的要素と表裏一体の現象であるとも言える。

植木枝盛 — 「出獄追記」

植木枝盛（1855～1892）は、明治9年（1876年）の2月15日に『郵便報知新聞』に「猿人君主」という論考を投稿したかどで有罪判決を受け、東京鍛冶橋監獄に投獄された。¹ 出獄の12日後に、2カ月におよぶ刑務所での経験（拘留：3月9日～3月13日、禁獄：3月15日～5月13日）を「出獄追記」につづり、同新聞の紙面を通して世に問うた。² 言うまでもないが、21歳の青年が味わわされた言論弾圧の不条理に対する困惑が記録の端々ににじみ出ている。また、それまで書生気質であった植木が投獄を経て政治活動に目覚め民権家として頭角を現わしたことも明らかである。投獄経験の意味は大きい。³ ただし、「出獄追記」は官憲への憎悪と敵対心に満ちた文章ではない。むしろ、自らの状況を冷静に観察して平坦な口調で紹介している印象が強く、感じ取れるのは、植木の反骨と情熱よりも、その知的好奇心と監獄という仕組みに対して一定の理解を示す姿勢である。

まずは、呼び出しから有罪判決までの流れが紹介されている、25日から27日までの記述である。たしかに、感情的といえる部分もあるが、法官などを罵るようなことはない。25日の前書きに、

「獄窓憂鬱ノ際或ハ現ニ目撃シ或ハ身親シク接シタル事物自ラ悚然寒ヲ覚ユルコト、尚ホ

¹ 詳しい経緯については、外崎光弘『植木枝盛の生涯』（高知市文化振興事業団刊、1997年）、44頁。

² 投稿先の『郵便報知新聞』にて、明治9年5月25日～6月8日に連載

³ 布達の代表的な研究では、しかし、東国体験に関する記述がかなり限られている。家永三郎、『植木枝盛研究』（岩波、1960年）、100頁；米原謙、『植木枝盛——民権青年の自我表現』（中央公論社、1992年）、32頁。

投獄にいたる時期の植木枝盛の思想形成や読書体験などについて那希芳『江宇木枝盛の東京遊学時代における思想形成』（年報地域文化研究、第18号、2005年3月）が詳しい。『植木枝盛集』（第3巻322～23頁）では、「続出獄追記」（『郵便報知新聞』、6月15日～20日）は植木が書いたにちがいないが、箕浦勝人（1854～1929年）の「獄中談の聞き書き」であると書かれている。箕浦自身は4月5日に有罪判決を受け同じ監獄の別の房（植木は22号、箕浦は28号）で2カ月の刑期を全うした。稲田雅洋『自由民権の文化史』（筑摩書房、2000年）、197、204頁参照。箕浦はその後立憲改進黨に加わり、1890に衆議院議員となる。植木の生涯と似た展開であるが、その後連続当選し、1903年に衆院副議長に就任。14年に通信相となる。松島遊郭疑獄に連座し無罪となるも、政治の表舞台から退く。『日本史大辞典』第6巻（平凡社、1993年）、487頁参照。

十万億土ニ墮落シ三十六地獄ヲ回曆スルノ幽冥世界カト疑フモノアリ。是レ決シテ獄中ノ規則嚴酷ナルニ非レ共、身親ヲ罪科ノ以テ中心ヲ攻撃シ自ラ慄々然タラシムルコトアレバナリ。因テ其实況ヲ書シ以テ将来ノ懲戒ヲ為シ、併セテ世間論者ヲシテ謬テ余ガ覆轍ヲ蹈ミ獄中ノ辛酸ヲ嘗メザランコトヲ希望ス」

とある。自らの恐怖心と自責の念がまざまざと伝わり監獄を「地獄」になぞらえる筆致もなかなか効果的であるが、自己憐憫に陥ることなく、他の「世間論者」（新聞に投稿する書生たちなど）への警告を含めた文章である。

「前書き」に続く「拘留の記」（第一・第二）では、有罪判決に至る一連の動きがつぶさに記されている。悪法やその施行を糾弾する格好の場面であるが、そのような不満を露わにするような表現は皆無である。感情の高揚をつたえる表現は第二の部分だけに集中している。

「拘留ノ記・第一」では、呼び出され帰らせてもらえなかったこと、腰縄をつけられ裸にされたこと、服の綿密な検査を受けたこと、帯の代わりに紅殻染めの小紐をあたえられ持参の半紙をも取り上げられたこと、「査官」に立礼を行おうとしたら獄卒に大喝され机に向かって「日本ノ古風ナル臀高頭下ノ礼ヲ行」ったこと、監獄の作りと自分の房の様子、四畳半の房に六、七人、場合によって十人が入れられることもあることを淡々と述べている。

一方、「拘留ノ記・第二」は、読者の五感を刺激し嫌悪感の伝わる記述が目立つ。房内がいかに臭いか、2日目にただでさえ狭い四畳半の房に十人目の囚徒が入れられたこと、狭く風の襲来が凄まじく寝られないこと、3月11日は日曜日で審問がないが禪一枚で浴場まで歩いて「一斉廿余名ヲ混浴セシム」ことなど——これらの描写に触れ光景を思い浮かべた読者たちは悪寒が走ったと推測される。ちなみに、もしも権力の手にかかれば新聞記者たちは拘束されることを覚悟する必要があるというコメント（26日）から分かるように、ここで想定される読者層は、記者たちまたは新聞記者たちに感情移入してくれる応援者たちである。

不思議なことに、植木の描写の中で、もっとも距離を感じる存在として登場するのは、かならずしも「獄卒」や「法官」ではない。確かに、獄卒に恐れをなす場面もある。床に落ちた衣の埃を振り払おうとする植木を「大喝」する獄卒について「余生来此ノ如キ懼ルベキ叱リ声ヲ聞キタルコトナカリキ」と記したあとに、「アー又新聞屋カ新聞屋ナドハ殺シテモヨイ」と獄卒が私語しているのを聞いて愕然としたという成島柳北の話も紹介している。ただし、この場合でも「此ノ一事ヲ以テ檻倉内ノ全面ヲ写シ得ルトハ云ヒ難シ」と続く。しかも、その数行前に、拘留の理由をたずねる獄卒に新聞に投稿したと伝え、獄卒が「本縄」をほどいて腰縄だけを附したという、印象が全く違う描写がある。ほかの記述も曖昧である。「我至任政府ハ新聞記者ヲ審問スルニ拷問ノ箠楚（すいそ＝むちうち）ヲ用ヒザレバ…」と、明らかに皮肉を含めた書き方もすれば、審問の際に「抗弁」として査官が拷問をほめかけたという、矢野氏の話しも紹介されている。⁴

この数頁の記述を読む限り、植木枝盛が最も不愉快に感じたのは、獄卒ではなく、房内の風と、狭い房で否応なく肩をすり合わせている犯罪（嫌疑）者たちであるともいえる。「半風座ニ満チ囚徒ノ纏纏⁵上ヲ徘徊スルハ恰モ圜房ニ糞蛆ヲ見ルト一般」という記述はまだしも、「此ノ房内ニ在ル囚徒ハ多ク偷兒盜漢ノ

⁴ 植木は、獄舎の室番号22にいた。この部分が出版される日に、当の矢野駿雄（『采風新聞』、4月5日から3カ月の刑期）はまだ服役中である。28号と23号にいた矢野のこの情報がどのように植木に伝わったかが気になる。

⁵ 『植木枝盛集』でも、より一般的な「檻縷」を使わず、「纏縷」を使っているが、衣へんではなく糸へんの漢字の方が、ほろらしさが伝わる。

輩ノミ実ニ人間ヲ離ルルノ情状アリテ虎狼ノ巢窟へ落ち入シ思念ヲ生ジタリ」という件は、「偷児盗漢」への視線がかなり冷たいと言わざるを得ない。同じ房で5日をともに過ごした人たちと何らかの関係が成立した記述がないのは、むしろ、当然であるかもしれない。

植木は、「町用預け」となり宿にもどるが、2日後、ふたたび呼び出され、有罪判決が確定する。ここからの体験は、「禁獄ノ記」として連載され、以下のように整理されている。⁶

- 5月27日 禁獄ノ記
- 5月29日 第一 巡視、第二 書籍読書
- 5月30日 第三 運動
- 6月1日 第四 浴湯、第五 便器
- 6月3日 第六 診察、第七 房内の景況、第八 規則
- 6月8日 第九 異聞、第十 出檻

27日の記述では、判決文を載せてから、拘留の時と同じような手順を踏まえた入獄の様子が描かれている。次は、同じ鍛冶橋監獄の良下の二十号室より三十号室までの十房にだれが入檻させられているかが25名ほど紹介されている。なぜここまで詳しく列記できたかという点、植木も記すように、「本房の如きは尽く一世の操觚者のみにて」だからである。植木がここで挙げている記者たちは、もちろん、新聞条例と讒謗律のためにとらえられたものたちである。弾圧が厳しかった分、この「名簿」は当時の民権派記者の紳士録の観を呈しているといっても過言ではない。

一房に一人だけが入られることもあったようであるが、おおくは三～五人程度である。拘留の時と大きな違いである。この点について、植木は次のように書いている。

「房内モ自ラ清潔ナレバ半風ノ襲来スル憂苦モ寡ク、且ツ同房五名ナレバ坐臥太甚ダ究屈ナラズ、敢テ愁トスベキモノナキガ如シ。而シテ余ガ入檻セシ以来獄中例規日一日ヨリ改良シ月一月ヨリ更新ス。然レドモ獄中固ヨリ筆硯ヲ携持スルヲ禁ズレバ其ノ改更モ時日ヲ掲ゲテ記ス能ハズ、故ニ記憶ニ存スルモノヲ類ヲ分ツテ左ニ記ス」

それは、「殊ニ人間ニ齒スベカラザル偷児盗漢ト起居ヲ同シ、虎狼ノ巢穴」にいた時と大違いである。「偷児盗漢」と「新聞記者」とをはっきりと区別しているところが印象に残る。この記述から想像されるように、記者たちと共に過ごした3月15日以降の獄中は、書籍館に通い詰めていた植木青年⁷にとって、またとない体験となった。執筆やさまざまな活動だけでなく、人生においても先輩である彼らから多くを吸収しただろうし、すでに備わっていた個性と数年の間に蓄えておいた知識とが大きく花開くきっかけとなったに違いない。上の引用文から一定の安心感と同時に、「例規」の「改良」への評価からはクールな観察者の素養とを読み取ることができる。

それぞれの項目の詳細な検討については他に譲るとして、ここでは管理体制とそれに関する植木のコメントに絞りたい。まずは、巡視に関する記述である。その主旨は最初の二行にすでに書かれている、つまり

⁶ 植木枝盛集、第3巻、24～38頁。

⁷ 米原謙『植木枝盛——民権青年の自我表現』（中公新書、1992年）、29頁。東京滞在中、東京書籍館に100回も通っていたらしい。

「余ガ獄ニ在ルノ日ハ僅カニ二カ月間ナレド、総テノ成規其他百般ノ事項日ニ改良シ、囚徒ヲシテ歡喜ノ声ヲ発セシメシコト尠ナカラズ。第一ハ産学ノ末旬ヨリ看守ニ充ツル等外吏ヲ廢シ、巡查ノ預ル処トナリシナリ」

幕府の牢屋の時代から勤務を続けてきている「獄卒」たちは、往時の牢屋同心の威圧的な態度が色濃く残っていた。房内での座り方や運動場で気持ちの良い太陽を浴びて微笑んだことなどに腹を立てて、囚徒を大声で叱咤し帰房させたりした彼らは、植木にとって恐怖であった。一方の巡查という新たらしい刑務官の導入のため、その恐怖の大部分が取り除かれた。二三人の獄卒が巡視に転職して「旧染ヲ脱去セザリシ」こともあったそうであるが、巡查たちは「公明正平ニ言ヲ切ニシテ妄喝酷叱セズ、囚徒ノ意念ヲシテ伸暢スルヲ得セシム」というように、囚徒たちとの接し方がまるで異なるようであった。そして、「追記」のほかの項目は、鬼のような獄卒たちがすっかりと姿を消し、獄中の日常における様々な仕組みと規則の説明にもっぱら紙幅が割かれる。

制約の多い獄中生活の中で、植木をはじめ新聞記者たちが切願していたのは、文字の読み書きであった。植木が「追記」のなかで、巡查の登場の次に、ほかの事情ではなく、書籍読書に触れていることもその「文字への渇き」を如実に物語っている。「偷児」らはもちろん、文字が読めない庶民なら問題になるはずもないが、啓蒙という使命感を脱ぎ棄てていない明治9年の新聞記者にとって書籍の入手は精神的均衡と知的指導層としての自尊心にかかわってくる。もちろん、「無聊」（退屈）をなぐさめることにも、である。

「追記」によれば、「当初は頗る限制」あった、と。その「限制」は、法律書、詩文集、西洋書籍および自分の増車の書籍を持ち込むことは禁じられ、本を買うときは代価を渡して決まった「書舗」で買ってもらうほかに方法がなく、また、他の房の人と書籍の「仮貸」も許されていなかった。しかし、すかさず、「先頃其ノ仮貸ヲ許シ、又詩文集ヲ入ルルコトヲモ許シタリ」と続け、法律書も自らの蔵書からの持ち込みも可能となったと記す。規制が緩和されたことへの喜びが伝わる記述である。むしろ、その後の日本をふくめて20世紀が数多く生み出した独裁もしくは全体主義的体制と比べれば、厳しさが際立つ制限とはいえない。文明開化の下で社会の多くの分野で改革が進められる明治10年の日本は、まさに、過渡期にあり、一定の理想主義が監獄改革に携わっていた人々を動かしていたのは確かである。植木は、藩閥政府を口を酸っぱくして批判し続ける活動家へと脱皮して行くのであるが、ここでは、政治色に染まっていない観察と評価が述べられている。

「嘗テ一官吏巡視ノ日我儕ノ在房スル長下ヲ過ギ私語シテ曰、此ノ各房ハ学校ノ景況ト一般ナリト、其言実ニ然リ。我儕モ亦獄舎ニ在ルノ意念ヲ生ゼズ、学校ニ在ツテ久シク外歩ヲ禁ジ勉学シタルガ如シ〈中略〉此ノ職務ニ関スル貴官ノ賜ト云フベキノミ」⁸

熱心な読書光景は、囚徒に渡されお尻や鼻をぬぐうだけでなく、紐あるいは（差し入れがあったときの）お皿としても使えるので重宝していた浅草紙（あさくさがみ—下等の紙）を「書冊ヲ読ムバ不審紙トナシ」というさりげない記述からも伝わってくる。⁹

⁸ 植木枝盛集、第3巻、27～8頁。

⁹ 同上、33頁。

繰り返しになるが、これは21歳の青年が一投稿のために2カ月の実刑を言い渡され、刑期を全うしてすぐの記録である。その冷静さと一種の気軽さを植木の性格だけに帰してよいか疑問である。それだけで植木の表現を理解するのはあまりにも単純であるということは、5月29日の最後の数行——つまり、獄中経験に裏付けられつつも、囚徒の効果的な更生に及ぶ発想からも浮かび上がってくる。

「偷兇盜漢ノ輩ニ文字ヲ知ルモノ鮮（すくなし）矣。然ラバ在獄ノ囚徒ヲシテ自由ニ書ヲ読マシムル、畜ニ害ナキノミナラズ却テ須要ノ事項ナラン。」

とくに法律書が囚徒の役に立つものであり許可してほしいと論じる。法を知らないからそれを犯すのだというのは、青年にありがちな、いくらか主知主義的で理想主義的な発想であるともいえるが、規制を緩め「囚徒ニ自由ノ勉学（!）」を与えたのが「実ニ美事ト云フベシ」という評価は、囚徒の知識如何に止まらない視点に立ったものである。¹⁰ 巡査による待遇の改善も、「其上ニ在ル貴官ノ意ヲ用ユルノ切ナル為メナラン」とみて、植木の観察眼が房内の囚徒のそれを超えた地点に立っていることを示している。

以下でまた触れたいが、植木が目当たりにした改革は、フーコーの『監獄の誕生』における監視のメカニズムの導入にあたるともいえる。「獄卒」、つまり牢獄でもっとも位の低い役人（卒）が旧態依然の秩序意識を体現している。優しく接してくれる時もあるが、機嫌が悪ければ恐ろしい存在と化する。獄卒（等外吏）に関しては、「故ニ在獄ノ囚徒ハ一笑一語モ等外吏ノ氣息ヲ窺ヒ、一動一静モ等外吏ノ眼光ヲ避ケザレバ罵言叱咤ノ絶ル期ナク」と嘆く。ここで、とくに「眼光ヲ避け」る部分が意味深い。その一方、「巡査」は、文字通り巡って監視する存在であるが、東京遊学時代に近代的な社会の基本的理念をスポンジのように吸収した植木にとって、等外吏ではなく近代的官僚制のなかに巡査による監視は耐えやすいどころか、むしろ望ましい事であったかのように思えてくる。さらに、監獄の基本的な目標が巡査による監視のもとの更生（再教育）であるという新しい理想を、書籍に囲まれた植木のような記者らが体現していたともいえる。実に奇妙なめぐりあわせである。明治9年の日本でこの近代的な構図がはじめて成り立ったのは、紛れもなく、東京鍛冶橋監獄の良下の数房であった。「出獄追記」は国家による弾圧の記録であると同時に、国家の成長を見届ける記録でもある。

成島柳北 —— 「ごく内ばなし」

植木枝盛は投獄経験が人生においてきわめて大きな転機となったのに対して、次の二人にとっては、そうとも言えない。まずは、成島柳北（1837年～84年）である。維新前に幕臣としてすでに一定のキャリアを積んだ成島は、江戸開城後、新政府からの招待を頑なに断り続け、漢文漢詩の造詣と才能を生かして『柳橋新誌』の編集など文筆活動に専念していた。政府と距離を置く旧幕臣として珍しいことに、1872年9月から一年近く欧米諸国を訪れる機会に恵まれた。国費の「洋行」ではなく、交流のある浅草東本願寺法主の誘いでの渡欧であった。柳北が塾長をつとめた東本願寺の学塾の教育内容を充実させるための研修旅行ではあったが、一校のカリキュラムだけに影響を及ぼすものではなかったはずである。パリであの岩倉使節団と鉢合わせし、また一月足らずという驚異的な速さでロンドンから大西洋とアメリカ大陸と太平洋と

¹⁰ 付け加えるなら、「第八 規則」（34～35頁）で、板壁に貼ってある紙に「日書を読むときと雖ども朗誦不相成事」とあるのを紹介している。禁止しているということは、朗誦している人がいた、と結論してよいか分からないが、この規則に対して植木はコメントを加えていない。

を横断し帰国するといった経験は、成島を日本国の近代化という大きな流れに吸い込んでいったに違いない。¹¹

帰国後、さまざまな出版物を世に問いその軽妙洒脱な文章で人気を博した柳北が、毎日のように多くの読者を惹きつける「新聞紙」という新メディアの世界に足を踏み入れるようになったのも、当然な一歩かもしれない。最初は『郵便報知新聞』に寄稿していたが、明治7年(1874年)に、『朝野新聞』(『公文通誌』から改題)に編集長として迎え入れられる。主筆の成島が『朝野』を格調の高い政論新聞へと作りかえていき、その「いかにも柳北らしいウィットに富み風刺のきいた」スタイルが人気を博した。政府官僚の失策を巧妙なたとえなどで揶揄する成島の文章の載った号が一万部以上売れることもあり、『朝野新聞』は民権運動の高揚とともに大きく発展し『東京日日新聞』と『郵便報知新聞』と肩を並べるまでに至った。¹² 明治8年(1875年)の新聞紙条例と讒謗律の発布以降、新聞の言論弾圧に対する抵抗の筆頭に、柳北が立ったのは不思議もない。もっとも有名な功績の一つに「辟易賦」の執筆と掲載が挙げられる(1875年8月17日)。左遷されたことに反発した蘇軾(号:蘇東坡、1036~1101年、北宋の人)が著した「赤壁賦」をもじった、言論弾圧を俎上に上げる文章であるが、「近代日本を代表する名パロディーの一つと言ってもいい」あるいは「アイロニーのゲリラ戦」とも評される。¹³ とにかく、福沢諭吉らの『明六雑誌』が廃刊の道を選ぶ中で、柳北は政府の逆鱗に触れる論説を載せつづけた。案の定、9月の末に、新聞紙条例第12条(教唆)違反のため、自宅禁錮5日という軽い処分を受けるが、同年の冬にさらに踏み込んだ風刺を執筆したため、明治9年(1876年)1月にいよいよ裁判所から召喚されもっと重い刑罰に処される。その風刺とは、言論弾圧の法の制定に尽力した(しかも、フランス行きの船で成島と一緒にあった!)法官の井上毅と尾崎三良(三郎)を遣り玉に上げたものであった。簡単に言えば、「井上三良」と「尾崎毅」という、事あるたびに自由な言論を難じて「我輩ノ志ヲ抑圧」しようとした人物が登場する〈思い出話〉という形をとる風刺を、ほかの新聞が転載して多くの人の目にとどまり、告訴の引き金となった。召喚は免れなかったものの、巧妙に裁判を長引かせることに成功したのも、柳北らしい。つまり、訴訟は、江藤新平が明治6年に制定した「改定律例」に則って執り行われたが、被疑者が自白をしなければ有罪判決は下せないという規定(第318条)があった。¹⁴ そして、「井上三郎」と「尾崎毅」はかつて福岡で実在した人物であるがすでに死んでいると思う、と巧みにごまかすことで、裁判による調査を長引かせる柳北に判官が手を焼いていたわけである。ところが、2月になっても有罪判決が出ずいまだ自由の身のままであった柳北は、突如として、罪を認めることに転じた。すぐに罰金100円と禁獄4か月の刑を言い渡される。

植木のそれと比して、柳北の獄中記「ごく内ばなし」(「ごく・ない・ばなし」は、「獄内」と「極ない」=「非常にまれ」とがかけてある; 6月14日~25日、『朝野新聞』に連載)は趣が大きく異なる。もちろん、期間と場所に関しては、植木とほぼ重なっている。後者の刑期は、3月15日~5月13日であったが、

¹¹ パリでの出来事やその後の文筆活動については、前田愛『成島柳北』前田愛著作集第一巻(筑摩書房、1993年); 宮永孝「享楽主義者 成島柳北」『社会誌林』第63巻第4号(2017年)、342~365頁; 具島美佐子『成島柳北研究——海外体験からの言論活動に焦点をあてて』、などが詳しい。風流を好む文筆家としての成島柳北に関する研究はかなり充実しているようであるが、投獄された明治9年前後の自由民権運動とのかかわり、そしてとくに獄中体験について掘り下げる研究は少ない。上述の前田愛の著書の419頁以降にくわしい説明(「8 新聞の世界へ」)がある。明治14年政変に続く時期については、乾照夫「成島柳北と自由民権~明治14年以降の『読売新聞を中心に』」『経営情報科学』第2回第4号(1989年)、349~360頁; 同著「明治10年代における成島柳北の言論活動について」『経営情報科学』第6巻第2号(1993年)、117~161頁、が参考になる。

¹² 稲田雅洋『自由民権の文化史』(筑摩書房、2000年)、121頁。

¹³ 同上、193頁。前田、450頁。

¹⁴ 谷正之著「弁護士誕生とその背景(3)——明治時代前期の刑事法制と刑事裁判——」『松山大学論集』第21巻第1号、2009年、294頁。

柳北のそれは2月13日～6月12日である。場所は、まさに同房(22号)である。また、植木の「出獄追記」と同じように、獄舎での生活を具体的に伝える部分が多い。両記録が一般読者に分かりやすい文体で書かれていることも重要である。¹⁵ただし、生真面目な書生であった植木と違うのは、やはり、文学的な言い回しの多用とアイロニーの連発であり、文章全体の雰囲気である。出獄直後の植木は服役中の仲間たちを困らせないため慎重に書く必要を感じたとも考えられるが、そのような配慮を割り引いても、やはり、「ごく内ばなし」の方が心理的描写や諧謔に包まれた政治批判に富み、読み物として面白い。¹⁶

植木の記録より読者を惹きつける記述が目立つ「ごく内ばなし」であるが、ここで焦点を同じく、監獄という仕組みに対する観察と評価に絞りたい。そして、その点では、植木の記録との共通性が一目瞭然である。まずは、獄内体験そのものに関する〈総合評価〉である。柳北は「獄内ノ状況ハ決シテ人間界ニ在テ忖度シ得ルモノニ非ズ」と断りつつも、負け惜しみや官憲への「弁茶羅」の説を吐くことなく、まして「無益ナル癩癩ヲ起シテ悪口スル」必要はないと書き、「一味ノ眞率着實ニ」説いていくのみ、と宣言している。それどころか、獄内の4カ月を、気持ち「否」から「泰」、「凶」から「吉」、「怒」から「喜」へと変化していく期間であるとさえ評している。そして、そのわけとは、やはり、植木も目撃したように、監獄制の近代化である。

裁判官を前にしてもひるまない柳北は、植木同様、未決囚との拘留について、また入檻してすぐの「獄吏」たちに対しても、少なからぬ反感を抱いたと明記している。獄吏(「獄丁」とも)らが幅を利かす最初の数週間を「着袴時代」と名付け、戦慄を覚えながら過ごしたと振り返り、巡査が導入される改革をほかならぬ「革命」として歓迎したという記述も2, 3か所見られる。つまり、大きな声で怒鳴り散らかし合理性に欠ける規則の徹底を強いた、いかめしく「睥睨」する「獄吏」たちと比べれば、「巡査ノ監守」による囚徒の処遇が大きく改善される。「警視ノ官吏ガ注意スルニ因ルカ政府ノ法律ガ開明に進ミ」と政府の役割を評価し、「僕輩ガ心ニ憤リ腹ニ悶スルガ如キ一種言フベカラザルノ苦惱ヲ免レタリ」と、囚徒たちの心情が明るい方向に向かった、と分析する。

ここでは、しかし、植木の記録でも目立っていた獄吏へ恐怖が、より深い洞察と並べられる。確かに、便器の清掃の時などに囚徒たちを大根のように縛り上げる残酷でまた頭の回転が鈍い獄吏がいるにはいるけれども、彼らも「月給五円」のために働く普通の人間でありその善悪美醜もさまざまである——そう記す柳北(『朝野新聞』で働き始めた時の月給は二百円であった)¹⁷の眼差しには、一抹の皮肉と豊かな社会性を感じざるを得ない。

裁判が行われる時も判官たちと堂々と渡り合う(というより、彼らを誑かす——当時の刑事裁判はまだ代言人なしで行われた) 壮年の柳北が、獄内でも獄吏や巡査たちに対して正々堂々と持ち物の返却を要求したり、書籍の入手について交渉を持ちかけたりする描写も興味深い。法官たちの名誉を毀損したかどで逮捕され投獄された柳北は、法官たちははともかくも、裁判官たちと巡査たちのそれを大きく上回る経験と知識と表現力を持ち合わせている。その経験に、井上毅らと同船で欧州に渡ったことだけでなく、たとえば、明治5年(1872年)5月にロンドンで悪名高いニューゲート監獄を視察したことも含まれている。¹⁸ 彼にとって、古い時代を代表する獄吏たちが不愉快な存在であっても、鍛冶橋監獄での4か月間は人生観

¹⁵ 漢文の作品も多い成島の文体については、M.フラレー「国際人成島柳北の旅した明治日本」『国際日本文学研究会会議録』32(2008年)、49～66頁、を参考されたい。(特に53頁以降)

¹⁶ 出典：成島復三郎編『柳北遺稿』第一巻(四十五～七十六)、山本徳五郎校、明治23年(<http://ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898752>) [doi:10.11501/898752]

¹⁷ 稲田、121頁。

¹⁸ 宮永、318(25)頁。

を覆すような試練ではなかった。

何と言っても、柳北にはアイロニーという武器があった。出獄後の記述なので、多少の脚色もあるかもしれないが、獄吏たちの厳しい扱いを受けた時の心情を思い出して、彼らが仕事を失い新聞社で仕事を探しに来て会計課に雇われないように言うからと想像して耐えていたと述懐する件が象徴的である。その動じない姿は同房の植木にもまぶしく映ったに違いない。ただし、規則の緩和という点で両者が喜びを共にしたことは疑う余地がない。そして、その緩和の具体的な表れ、また、獄内の新聞記者たちにとって、もっとも大きな喜びとつながったのが、書籍の入手である。

高度な文化的リテラシーをもち同じような読者層を狙いに健筆をふるいつづけた柳北のしたためた「ごく内ばなし」であるので、大きな部分が文字を読むこと、書くこと、そしてその許可の有無に割かれているのは驚くべきことではない。

入獄前からすでに読書への言及がみられる。有罪判決に直結した柳北の「自白」は、二つの意味で、裁判官たちを弄するものであった。大和武命が夢に現れ、前生での行いが悪いので自供するように促したことを自白の理由として裁判官に言い聞かせたが、罪そのものに触れもせず自供の前提とされる罪意を虚構の次元に引きずり込むことで、罪科の本質を骨抜きにした。また、夢の内容を語る最後に、「獄中に繋がれ数カ月間読書の苦しみを受く可し」と付け加えることで、処罰の意味をも歪めた。しかし、皮肉たっぷりの最後の言葉に、書籍にかけられる期待、つまり獄内で魂の均衡を保つ命綱への必至な願いが込められているともいえる。そして、囚徒処遇の改善のもっとも肝心な例として、旧来の獄吏たちの行方だけでなく、房内に書籍の持ち込みが許されたことが何頁にもわたって挙げられているのは、けっして偶然ではない。その思い入れは、逆に、獄丁たちを憎まない理由として「獄丁ノ疎忽ヲ咎ム可ラズ彼レ等若シ能ク字ヲ識リ事ヲ解シ萬ニ一失無キ人タラバ何ゾ久シク獄丁ト為シテ僕輩囚人ノ傳姆タル者アランヤ」（——もしも字が読めたなら囚徒の世話をするような仕事にはつかないはずである——）としていることにも表れている。

読書などを許さない、入獄してすぐの規則に関しては、もちろん、評価が厳しい。古代中国の極悪な紂帝すら牢内の文王に読書と文筆を許していたとし、文士を一、二年閉じ込めても「有用ノ著作無シト云フ可ラズ」と論じるころは、いかにも文人らしい。「禁獄人ノ如キハ随意ニ読書スルヲ得ルハ固ヨリ怪ムに足ラズ」としたうえで、「檻倉ノ長吏宜シク適宜ノ法ヲ定メテ筆墨ヲ給与セラレン」は是僕ガ改定ヲ乞ヒタキ条件ノ一ナリ」と訴えているころは、しかし、典獄といわれる監獄の長や法官らの判断を促すもので、具体的なインパクトがあったとも考えられる。ちなみに、柳北らが歓迎した獄中の改善によって、『左伝』、『日本外史』や『名臣官行録』などのような伝統的道德を重んじる古典以外の講読が許容されるようになり、自らの蔵書はだめでも、ご用の書肆須原屋から購入すれば新しい本の入手もできるようになった。柳北いわく、「始テ幽閉ノ憂悶ヲ一洗シテ仰テ古人ト晤スルヲ得ル眞ニ入獄以来ノ快事」であった。しかし、房間の書籍交換、また硯・墨・筆・紙の房内への持ち込みは依然として禁止されていた。

禁止はされたが、なかったわけではない。植木は、おそらく、まだ獄内にいる人たちを庇おうとして書かなかつたと推測されるが、実は、柳北は墨を手に入れただけでなく、獄中新聞の制作と配布に成功した。「前科」がなかったわけではない。主に佐幕派だった新聞を封じ込めるため新聞発行禁止令（太政官布告第451号）が新政府によって出された明治二年（1869年）に、柳北は『東京珍聞』（1と2号のみ）を静岡の義兄に送っていた。新聞というより、新聞に見立てて作られた手紙（「九行二十字ほどに記したる半紙八枚」）と呼んだ方が正しいが、一応数週間分の見聞をまとめ、例の皮肉もふんだんに盛り込んだものであった。では、獄中新聞はどのようなものであったか。

「堅九寸、横七寸の粗悪なちり紙で、一つは『禁獄絵入都々一新聞』一つは『禁獄絵入新聞』となっていた。『禁獄絵入都々一新聞』には「三月十三日第一号、臨時発兌」と会って入獄してちょうど一月にだしたものであり、『禁獄絵入新聞』には「第七号、臨時発兌」とあって、「何号あたりから題字をかえたものか」、また「どのくらいあいだをおいて、だしたものか、この点もあきらかでない」また第七号以下何号までつづいたのか不明である」¹⁹

柳北らしく、内容はアイロニーたっぷり、読者（囚徒たち）を笑わせるものであった。「公告」の欄で「便器掃除の節は流溢せざるよう心得べきこと、大便の節は必ず毛布を背上より負うて垂るべきこと」と注意したり、「社説」のところで運動の三十分中新鮮な空気を吸うことが出来て「吾曹縲紲ノ身ヲ以テ此ノ如キ徳況ニ浴スルハ謝スルニ言ナシ」と書いたりしているのを読んで、彼らは微笑んだに違いない。「発兌者」には、「丑寅通一丁目、勸懲社、変囚兼陰察人、室居省三」とあったそうである。²⁰ 「丑寅」は監獄の艮棟をさし、「変囚＝へんしゅう＝編集」や「陰察＝いんさつ＝印刷」などは、状況を考えれば、単なるダジャレとして片づけられない、自虐というスパイスの効いた諧謔である。便器の掃除が書かれているのは偶然ではない。便器の中身を捨てに行く途中、巡査の目を盗んで「新聞」をほかの房に放り込んでいたから、便器掃除は外の空気に触れる貴重な機会であるだけでなく、二重の意味でありがたい役目であった。

如何にも楽しそうに過ごしているように見えるが、柳北は獄内生活の厳しさについてもはっきりと伝えている。様式のあたらしい刑務所を建てるのは良いが、蚊帳があった古い時代の方が、蚊という虱に劣らない拷問から自由であったという指摘にまだいくらかユーモアが感じられるが、医療体制の改善を促す訴えにはアイロニーが微塵も含まれていない。

末広鉄腸 — 「末広重安転獄新話」

ここで取り上げる三人目の末広重安（鉄腸）は、1849年の生まれであり、年齢的には上述の二人の間に位置する。植木は民権活動家へと成長していき国会議員（明治23年（1890年）当選、翌々年急死）までなるが、柳北は（とくに明治14年（1881年）以降）政党政治からますます距離を置いて文人として一生を終える（明治17年（1884年）死去）。末広は、あえて言うなら、その二名の要素を組み合わせた生涯を送るようになる。政治小説を書く作家として世間に名が良く知られるようになるが、他方では欧米やアジアを訪問し帝国議会に2回当選するような手堅い活躍もする。

「転獄新話」は、明治9年（1876年）10月11日から15日まで、やはり『朝野新聞』に連載された。末広が監獄で過ごしたのは、なんと8カ月であり、植木と柳北の滞在した期間の4倍にのぼる。それには、理由がある。²¹同じ『朝野新聞』の柳北よりずいぶん長い自由刑に処せられた末広には、前科があった。実は、1875年7月に、言論弾圧の二法が出されて最初の「筆禍」をつくったのが、末広であった。二法を容赦なく批判する投稿文を『東京曙』の社説欄につかい、その編集責任を問われてしまった。召喚される直

¹⁹ これは、「柳北談叢」(<https://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/1057886>) から、大島隆一が引用したものである。

²⁰ 住谷申一「東京珍聞と獄中新聞——成島柳北と手書新聞覚え書——」、『人文学』（同志社大学人文学会）39（1958年）、31～33頁。ひらがなとカタカナの違いは、出典中の表示のまま。

²¹ 法の規定があいまいであり、前例もまだあまりなかったので、記者たちが処せられた基準もその自由刑の長さに一貫性があったとは言えない。James L. Huffman, *Creating a Public: People and Press in Meiji Japan* (Hawaii University Press, 1997), 104～110頁参照。

前に、隅田川に浮かぶ屋形船での宴会にすでに交流があった柳北をも招き「余は囹圄に入って天下の人心を呼び起こさんとするのみ」と発言したそうであるが、その言葉の通り、8月7日から2カ月の禁錮刑(罰金20円)に入った。この判決こそ柳北を刺激し「辟易賦」執筆のきっかけであったらしいが、なんと、監獄がまだ完成していなかったため、末広は自宅禁錮となった。(上でのべた柳北の8月28日の5日禁錮も自宅であった) それでも、世間はこれはかなり重い罰ととらえていた。個人的な交流はなかったが『明治六雑誌』を廃刊することにした福沢諭吉から数ダースのビールが届けられたそうである。²²

柳北のいる『朝野新聞』の編集長となったのは、禁錮が解かれ仕事に復帰した直後である。末広は、当時の多くの記者のように官途に就くことを拒み、『曙』を離れ、10月の末に『朝野』に転職した。けっしていいタイミングではなかった。柳北はすでに官憲に睨まれており、数週間後の1876年1月に両者が裁判所に召喚される。末広も柳北と同じように「自供」の末、有罪判決が下される。鍛冶橋監獄送りである。

末広鉄腸の体験は、「転獄新話」のほかに、1894年(明治27年)に自らが創刊した雑誌に連載され、死後4年目の1900年に上梓される「新聞経歴談」という記録もある。²³ しかも、1886年(明治19年)に出された『雪中梅』という政治小説のなかにも実体験を基にした投獄の場面がある。

ヒット作の『雪中梅』の主人公は仲間の書簡にある紛らわしい記述のために国事犯とされ禁錮刑を食らうが、房内の様子などの生々しい描写は紛れもなく明治9年(1876年)当時の現状をもとにしている。とはいえ、監獄がいかにも耐えがたい環境であったかを印象付ける描写である。たしかに、植木と柳北が経験せずにすんだ、夏の猛暑の中での獄内生活を目の当たりにした末広の体験が一段と厳しかったが、『雪中梅』で描かれる模様は、禁獄よりも未決監での体験をもとにしていると推測される。

柳北が触れなかった未決監について、「新聞経歴談」において、次のような説明がみられる。つまり、井上毅らの名誉を傷つけた容疑で召喚された末広と柳北は、調査を長引かせる作戦に出た。調査を受けながらも自宅に帰ることを許され、毎晩のように盃を重ねていたが、上述したように、ある日突如として自供に転じ、有罪判決を受けた。柳北は自分の記録で「大和武の夢を見たと言った云々」と茶を濁すが、末広は次のように書く——裁判官は二人を一日だけ未決監に入れてから、1年以上続く可能性がある調査の間ずっと未決の監獄で過ごしてもらおうかと自白を迫った、と。すぐに自供をするように決めた理由は、どうも、夢ではなかったようである。²⁴ しかも、植木同様、兎兎らという〈普通の〉犯罪者と同房(4畳半に9人)に押し込められたことが何よりも耐えがたかったようである。

いずれにしても、『雪中梅』よりも、「転獄新話」と「新聞経歴談」の方が末広の監獄体験の全体像が見えてくると判断してよからう。まずは、出獄すぐに出された「転獄新話」である。ここでいう「転獄」とは、刑期も残り少なくなったときの、鍛冶橋監獄から「市ヶ谷囚獄署ノ新築禁獄署ニ移レタリ」ことを指している。房号(24号)こそ異なるが、鍛冶橋での体験は、植木と柳北のそれとほぼ重なる。つまり、最初は規則が厳しかったが、しばらくすると、「処遇ノ方法ハ俄然トシテ観ヲ改メリ」とあって、「囚人ノ面ニ稍ヤ生色」がもどる改革が導入された。未決監から警視監へ、また市ヶ谷囚獄へ、200数日で3度の改善を経験して、末広もアイロニカルに振り返る——このペースで改善が続けばいずれ極楽のような監獄で過ごすことになる、と。

それでも、ほかの二人にはみられない光景を描くこともある、たとえば、「時々囚獄ニ於テ数人一齊ニ新曲ヲ歌ヒ格子ヲ叩イテ之ヲ和スル」ことや囚徒たちが処刑場に向かう死刑囚を大声で励ましその夜に獄

²² 前田、449～451頁。稲田、186～189頁。

²³ 明治文化全集、第4巻(新聞編)所収。

²⁴ 「経歴談」、58～9頁。

中にお経が響いたことなど——長くはないが、読者の琴線に触れる、小説家ならではの見事な筆致である。房内にいる囚徒らは十人十色であるとして、洋学者と漢学者、多言生と沈黙漢、詩を嘖するものと書を読むもの、末広が浮かび上がらせる人間模様は、一般社会と通じる。上の二人よりも、囚徒一般への眼差しに慈しみを感じる。²⁵

投獄から18年経った時にしたためられ「経歴談」は、自らの新聞記者としての生涯を振り返るもので、入獄以前以降のこともいろいろと書いてあるが、投獄そのものについても、ほかの記録にない情報が含まれている。たとえば、自宅禁錮となった時の説明である。自宅禁錮は、この場合、文字通りの自宅ではなく、「萬里小路邸ノ長屋」であった。部屋は狭く、低い窓の外は庭もなく、まるで監獄房であった。隣の部屋で老人が病気のために呻いていてうるさかったが、自分もそのうちに小児瘡に罹った。ただし、監視体制は大変寛大で、文通だけでなく、新聞への寄稿も難なく続けることが出来たとある。禁錮が解かれた後は、柳北と意気投合して『朝野』に移ったが、いつの間にか、ほんものの監獄の中をみることになる。刑期は8カ月と長いので、多くの記者が入ってきては去っていくが、植木という青年が近くの房に入れられたときは、「実に意味なくして厳罰に処せられしもの」と、かわいそうに思ったことを、18年後にしてしみじみと思い出している。

ここでも、警視庁の管轄になってから、監獄の運営が大きく改善したことが強調されている。そして、その改革を象徴するのは、監獄の廊下を騒がせる獄吏の下駄に代わる巡査の革靴の軋みのほかに、やはり、書籍の入手である。『雪中梅』では、主人公の苦労を際立たせるためか、書籍には全く触れられていないが、「転獄新話」でも、「新聞経歴談」でも、読書の喜びがひと際鮮やかな言葉で表現されている。10月13日の「親話」では、市ヶ谷囚獄所での日々について、安い下宿屋よりましであるという文言が気をひく。ケチな大家が出すご飯よりちゃんとしたものが食べられ、日曜日はかならずお風呂に入り、朝は「徜徉」（気ままに歩き回る）ことができ、夕方には運動もできた。そして、房内でミルの経済論を読む者もいれば、「静軒ノ繁盛記」に読みふける者もいる。「実に是れ中等以上書生の妙境界にして窮措大の安楽窩と謂わざるべからざるなり」。

柳北の獄中新聞にも（もちろん、20年近く過ぎてからの「経歴談」で）触れている。卵の黄身をつかって字を書く人もいたらしいが、柳北はなんと硯と筆を手に入れることに成功した。入手方法については知らないが、末広が述べているが、獄丁が関わっていた可能性が高い。つまり、便器清浄のため廊下に出ている間にこっそりと新聞をほかの房に入れたらしく、長下のすべての房をたったの5日で一周したそうである。そして、その間、獄丁は見て見ぬふりをするどころか、手伝うことすらあった——さすがに、だいぶ経ってからでないと書けない内容である。経済的に余裕のある柳北が月給5円の獄丁らと言葉を交わし一定の「金銭的理解」に達したと推測する。²⁶房同士の交流があったとも書いている。板壁をたたいたり格子越しに話したりするとは不可能ではなかった。また、そのうち許されるようになった、他房との書籍交換を利用して、文章のあちらこちらに印をつけてちょっとしたメッセージを送ることもあったらしい。

²⁵ 逆に、「新話」で獄内生活の暗い一面にも触れている。柳北の文章の中に、異性との交流がないので、偶然に見かけた老婆の姿を見ただけで戸惑いを覚えるというくだり（58頁など）もあるが、末広の描写は、さすがに、もっと人間臭い——獄中の長い夜にどうしても小便が出ることがあるが、真っ暗な部屋で便器と自分の場所を見つけるのには、手で探るしかない。囚徒の目だけでなく、他のモノを覚ましてしまう危険を伴う行為であるという観察に時代を超えた迫力を感じる。

²⁶ 石井良助『江戸の刑罰』（吉川弘文館、2013年[中央公論社1964年]）、175頁では、江戸の牢屋について「筆がないので、色の黒い丸薬を水にとかし、こよりの先につけて文字を認め、またはキメ棒で厚紙に文字をキメ込み、これをキメ紙と唱え、こういうもので文通したので、十分にはいかなかった。ところが、文政ごろには、筆、墨、硯などを内々買い入れてもらって隠してあるから、文通は自由になっている」とある。

明治の監獄の誕生と発展：小原と石澤の役割

ここで取り上げた記録はいずれも鍛冶橋監獄に入れられた記者のものである。房内の、とくに未決囚の房の凄まじい状況からは想像しにくい、鍛冶橋の監獄は3人が入獄する1876年の1年ほど前に落成した、新築で日本初の〈近代的〉な監獄であった。とくに植木と末広はその作りについて細かく紹介している。並べ合わせると次のような全体像ができる——四方に壁に囲まれている、中央は円形、二階まである「楼」が四方に張り出して十字形である、房内は板張り、「井の字型に組み立てし開き戸ありて大きな鉄鑰を卸し…」、高いところの硝子窓から光を入れるが鉄の柵が設けられている、など。²⁷ 鍛冶橋監獄の北東に伸びる棟の地上階、これが「艮下」である。言うまでもないが、この近代的な監獄の図面は、西洋の監獄をモデルにして作られている。建築物だけでなく、囚徒への待遇や監獄そのものの運営体制も、文明国とされる西洋諸国をモデルに改正された。つまり、明治9年(1876年)3月22日から設置されている鍛冶橋内の監倉署所轄の未決囚に関する事務も警視監獄署に移付され、一切の事務を同部署で総轄するようになった。建物だけでなく、日本初の統一された管理体制である²⁸。

実は、建築物というハードウェアと運営方法のソフトウェアは、密接に繋がっている。M.フーコーの画期的著作『監視と処罰——監獄の誕生』が示すように、18世紀以降の欧州では、国家権力と市民との関係において大きな変化がみられるが、そのもっとも顕著な例が監獄の運営である。「近代人」は、見せしめなどを通して君主が頂点に立つ秩序への従属の必要性を再確認する(させられる)のではなく、身体を傷つけるような処罰を免れつつも国家の監視を甘受し良き市民——生産性ある良民、国家が示す規範を内面化する人民、つまり国民——として自らの身体を常に管理や教育や再教育に晒すことをよしとする。そして、街の中心部にある広場や牢屋のすぐ外の場所で犯罪者が大勢の前で処罰される「みせものとしての処罰」が減り、処罰が主に自由刑に、また処罰が実行される場所が刑務所内にとって変えられる。刑務所内は、すべての囚徒をしっかりと監視し、更生に導くための再教育を目標とした工夫が凝らされるようになる。とくに功利主義者ベンサム「パノプティコン」が有名である。²⁹

きわめてざっくりとして説明であるが、この大きな変化に伴って、欧州と米国では、18世紀の最後の20、30年を中心にあたらしい刑法が続々と制定され、首枷などのような処罰は19世紀の最初の数十年に次々と姿を消す。そして、あたらしい理想にそぐうような刑務所が各地で新たに建設される。

一夜にして起こる転回ではないが、フーコーは「一世紀もかからない」と、この大きな変化の速度に注目する。たしかに、合理主義や啓蒙思想を掲げる思想家たちが拷問や公の処刑などを野蛮な習慣としてその廃止を訴えてから一連の改正が行われたのは、拷問などが当然視された歴史の長さとは比べれば、迅速なプロセスであった。フランスで烙印刑が廃止されるのは1832年で、英国で晒しが廃止されたのは1848年である。³⁰ しかし、よく考えてみると、1848年とは、黒船来航の5年前である。西洋で優に一世紀もかかったプロセスが、明治期において、他の改革同様、猛スピードで進められた。社会全体の人権意識、刑法の施行、獄内での囚徒待遇——あらゆるレベルで新旧混合がみられ、西洋の規範からすれば不完全な取捨選択であったが、監獄という設備の建設や自由刑を主流とする処罰体制への切り替えの速度は、黒船来

²⁷ 『雪中梅』(第8回)においても、くわしい描写がある。

²⁸ 重松一義『日本獄制史の研究』(吉川弘文館、2005年)、280頁。

²⁹ Benthamの書簡のなかでくわしく紹介される。“pan”は「すべて」、「optic(on)」は「見る」
https://www.ics.uci.edu/~djp3/classes/2012_01_INF241/papers/PANOPTICON.pdf

³⁰ Michel Foucault, *Surveiller et punir : Naissance de la prison* (Gallimard, 1975), pp. 15~21. 和訳は、田村俊訳『監獄の誕生—監視と処罰』(新潮社、1977年)。ただし、この訳では主題と副題が入れ替わっている。

航5年前の日本の状況から考えれば、驚異的である。世界史の視点から見れば、植木、柳北、末広は、東京の隅田川近くにある鍛冶橋監獄内の変化を目撃しただけでなく、全世界を巻き込む大きな波が日本の岸に打ち寄せる瞬間を目の当たりにしたと言える。

その速さを、明治の改革者たちの先進的な社会道徳観だけに帰するのは一面的に過ぎる。やはり、もっとも大きな要因として、条約改正という圧力を視野に入れなければいけない。西洋諸国と対等の関係を築くには、〈野蛮〉とされる社会の仕組みや法律や慣習を片付け、文明国にふさわしい体制づくりが喫緊の課題である。とくに不平等を象徴する治外法権を改正するには、近代的な法体系を制定する必要があった。³¹ つまり、文明国として劣ることのない法規に従って裁かれ有罪となった外国人が日本の施設で刑に服する——西欧列強の政府がそれを承諾する水準まで法のインフラの一切を整備する必要があった。拷問を使った取り調べについては日本人の改革論者（明六社など）だけでなく、日本在住の外国人たちも度々強調した。詳細は省くとして、植木たちがため息をついている監獄のすぐ近くでボアソナードがまさにこの仕事に取り掛かっていたと考えれば、明治という時代の不思議な力学を感じる。

では、開国前の状況はどれほど〈野蛮〉であったか。とくに、維新前の自由刑の実態はどうであったか。主な刑罰が死刑と追放刑であり、牢屋は正式な刑罰の場とされていなかった。永牢（ながろう）、過怠牢という例外もあったが、牢屋は主に未決拘禁所であった。奉行所で簡単な取り調べを受け有罪の嫌疑があれば入牢させられる、という手順である。しかも、罪の軽いものは、「宿預」（やどあずけ）、「町村預」などにされた。また、近代的法理念と違って、逮捕されればほぼ有罪と見なされた。牢内の取扱いは犯罪者のそれと同じで、「吟味」（多くは拷問をとまなう）もその前提の上で進められた。もちろん、江戸時代の社会は身分社会であったので、身分によって取り扱い方も異なっていた。純朴な百姓が悪党らと一緒になるのを防ぐために「無宿牢」や「百姓牢」などを独立させたこともあったそうである。³² 一方、身分の高い人は牢屋ではなく、揚げ座敷に入れられた。ただ、様々な記録によれば、たとえば「暑すぎる」、あるいはある旗本の妻の場合「世話をする女囚に事欠く」と嘆き、格下の揚屋に移してほしいと訴えることもあったようである。やはり、牢獄＝地獄の沙汰も金次第、であった。〈江戸＝牢屋〉という言葉で片づけられない事情があった。³³

一見して、近代的な感覚との格差が極めて大きいように見える江戸時代であるが、戦国時代の記憶も生々しい江戸初期の厳罰（牛裂や鼻削ぎなど）から、いくらか人道的な刑罰へと変わっていく流れも確認される。寛永年間、牢内のむごい環境の改善をはかるため、最初は江戸の石川島、その後大阪や秋田などにも人足寄場（徒刑場）が設けられた——たとえば、大阪の徒罪場（ずざいば）で瓦がつくれ売られていた。諸藩でも独自の取り組みがみられる。長崎では、夜は牢にいる人たちに心学を聞かせたと言われる。³⁴ また、江戸中期以降、「犯人の罪意」が重要視されるようになり、犯罪者を「改善し、役労を科して、出牢後生業に資せしめようとする徒刑の制が発達した」。³⁵ 別の視点から見れば、商人の台頭が顕著にした士農工商という社会規範の崩壊のさらなる進行を防ぐため、幕府は違反者を厳格に懲罰する体制から、「検束」や「教化授産」という「保安処分的な方策に傾いていった」ともいえる。³⁶ それらは、囚人たちに労働をさせながら再教育する近代的な懲役の先駆けともいえる。

幕末期には、従来の牢屋の在り方を問題視する傾向がさらに強くなる。儒教的な政治道徳観の浸透によ

³¹ Daniel V. Botsman, *Punishment and Power in the Making of Modern Japan* (University of Princeton, 2005), 169～171 頁。

³² 石井、『江戸の刑罰』、26～28 頁。

³³ 氏家幹人『江戸時代の罪と罰』（草思社、2015年）、229 頁。

³⁴ 重松、195 頁。

³⁵ 石井、同上。

る「恤刑」への傾向もすでにあったが、幕末期に流入し始めた異国の書の影響が大きな一因であった。清国の魏源の著書『海国図誌』の中の「亜黒利加総記」が1854年に和訳されるが、監獄の事も紹介され、それに即発された吉田松陰が翌年に『福堂策』という獄政改革論を唱えた。この提唱があったことこそ、二つ目の、明治初期の改革論に少なからぬ影響を及ぼした要因とつながる、幕末期ならではの事情を示す。つまり、ペリー来航以降、倒幕運動が沸き起こり日本各地で混乱が生じるなか、不穏分子が取り締まられ、多くの人々が身を以て入牢の辛苦を経験する。蛮社の獄の高野長英は悲壮な最期を遂げるが、佐久間象山の獄中記『省費録』や橋本左内の『獄制論』などのように、牢内経験について記録と改革案を残している、知識と教養ある改革論者も含まれている。歴史の歯車が動き、数年も経つと幕府を倒すために奔走した勢力が権力の座に就く。すると、数年前に牢の惨状を自分の目で見た人々の中から、近代的監獄制度への移行を準備し実行に移す指導者が表れる。彼らの動機に大きな、異国の書でなく、自らの体験が大きな比重を占めていたのは言うまでもない。そして、彼らのなかに、小原重哉と石澤謹吾がいた。

明治維新直後、刑罰の仕組みの改正、ましてその近代化はけっして優先順位の高い事項ではなかった。むしろ、〈王政復古〉の旗印の下で成し遂げられた維新であったので、例えば、明治2年(1869年)に『続日本後紀』(869年)までさかのぼる家系の匝瑳(そうさ)卿輔が囚獄長として任命されるなど、律令的刑罰制度の(再)採用が模索される。³⁷ 翌年の明治3年(1870年)に刑罰に関する規定として「新律綱領」が定められたが、「新律」と呼ばれても、「大宝律ノ倫理ニ基ヅケリ是支那唐明ノ法ヲ参考ニシタルモノ」であった。その性格は前近代的で、古代の五刑(笞罪・杖罪・徒罪・流罪・死罪)の枠組みを採用したし、士族の刑罰も別枠となっていた——謹慎、閉門、禁錮(「一室ニ鎖錮セシメ」)、邊戍、自裁(「士族ノ罪ヲ犯シ、死刑ニ該タル者ハ、自裁ニ処ス、自裁トハ、自腹ヲ屠ラシメ、世襲ノ俸禄ハ、其ノ子孫ニ給スルナリ」)であった。³⁸

ただし、これもつかの間の政策であり、数年が経たないうちに本格的な改革が軌道にのせられる。その主な立役者は小原であった。1835年岡山藩上道郡倉益に生まれる小原の、明治までの半生はすでに波乱に満ちたものであり、なんと3回も入牢を経験する。画才があり京都で画家として活躍していたが、勤王派と通じていたため、1864年に新選組にとらえられ、一昼夜を牢で過ごした。わずか数か月後に、幕府寄りの藩士を斬りその首を岡山市内の寺門の外で梟したことが露見し、岡山藩獄に2年半も投ぜられる。出獄してはすぐに上洛するが、勤皇派の志士たちと密議中(寺田屋事件!)密告され、再三投獄された。幕吏である弟子から志士ではなく画家であると助けられたので、斬首刑を免れた。不本意ではあったが、牢内の現状については実体験に裏付けられた知識があったわけである。彼の体験は、しかし、武家(士族)のそれであった。獄中支給された便紙を紙漉りにして糊で張り合わせて蚊帳を作ったという苦労話もあれば、獄中で多くの書を読破したとも回顧している。明治や昭和の監獄でもなかなか叶わない〈厚遇〉である。岡山藩の北西にある備中松山藩藩儒の山田方谷が掲げた獄制改善五か条(仁愛の精神や清潔のほか)、再犯防止のための教化を重視した改革案)に触れたことの影響もあり、明治維新以降は獄司判事などを務め新政府への建白を行う。³⁹ 小原は、急な出世を果たす。囚獄権正と小伝馬町獄舎の典獄を併任し、明治3年(1870年)に、房内の衛生改善や牢名主制の廃止など、様々な改革に着手する。囚人の自己負担ではなく国費による刑執行が導入されることはもちろん、死刑囚の試し切りと処刑済みの遺体の内臓の売買

³⁶ 重松、194頁。

³⁷ 同上、200頁。

³⁸ 大日本監獄協会、『大日本刑獄沿革略史』(龍溪書舎、1996年【復刻版】)、44~45頁。原著は1895年(明治28年)5月に発行された。

を禁止する布告も、時代の変化を強く印象付ける改革である。6月に徒刑場の房外で涼をとること、7月に梳剃、8月に刑死者の親族への下附などが許される。一つの報告によれば、牢内の死者数は9割減少した。改革の範囲は小伝馬町とごく限られていたが、勢いのある小原には、同年の11月に、外国視察の話が持ち上がり、明治4年(1871年)2月から半年ほど海外研修を行う。そして、小原が画の特技を生かして目を引く挿絵をつけた研修報告書をもとに、太政官布告378号の『監獄制並図式』(1872年12月28日)が出される。ここから獄制の改革が本格的に始まる。

視覚的観点からも高評だった『監獄制並図式』は、小原が香港とシンガポールで英国人が植民地統治の一環として設けた監獄の視察をもとに編集された。英国公使H.パークスの斡旋でJ.C.ホールが香港のビクトリア監獄(パノラマ式)やシンガポールのチャンギー監獄などを案内したが、あえて植民地の監獄を選んだのは、欧州人ではなく、アジア人を収容するために造られた監獄を調査した方が参考になると判断したからである。しかし、小原が提案するのは、けっして陰鬱な植民地支配を思わせる監獄の建設ではなく、近代的な都市にふさわしい建物であった。例えば、監獄の場所は空気がきれいな郊外が望ましく、庭園がついており、排水がしやすい小高い丘の上に位置するなど——小原が思い描いていた監獄は、衛生的で規則と教育的秩序が保たれた場所であった。⁴⁰ ベンサム著の著書に触れたことがあったかは不明であるが、パノプティコンの原理、つまり中央から周辺への視線や監視の効率化という考え方を違和感なく吸収した事実からは、当時の知識層の意識の一側面が垣間見える。⁴¹

小原流の監獄建設実現の前に大きな問題が二つ立ちちはだかっていた。外遊中、小原の帰属組織であった刑部省が司法省へと改められ、事実上の降格を余儀なくされる。もう一つは、明治政府が直面した財政難である。結果、彼が提案した改革のなか、予算に差し支えない禁囚処遇および懲役法については、「任意実施しかるべく」とされ、明治6年(1873年)4月の司法省布達61号で周知された。改革は現地の司獄官の一部のみが断行したらしい。⁴²

実は、小原の提案にはもう一つの大きな弱点があった。それは、刑法という基盤がまだできておらず、提案される規則の多くは体系性を欠いていたことである。その欠陥を補うための大きな一歩は、明治6年(1873年)6月に踏まれる——改定律例の布告である。それまでの新律綱領の刑罰は、笞・杖・流刑は懲役10日~10年へと、士族の閏刑は禁錮10日~終身刑へと改められた。不完全ながら身分社会の名残が少しずつ姿を消してゆく、確かな進歩であったが、あらたな問題が生じる結果となった。終身刑の導入や徒刑の長期化などで、囚徒の数が急に増えた。牢獄の老朽化や刑務所外での労働のための脱走の多発、また負担を強いられる地方財政の圧迫をもたらした。そして、罰としての拷問が見られなくなる半面、自白を有罪判決の条件とするため、拷問を辞さない審査が横行した。上述した、柳北と末広がが裁判の長期化をはかった作戦は、この自白主義を巧みに利用したといえるが、士族である二人が調査中拷問にかけられないという確信に裏付けられる策であったともいえる。

また、法と法の精神面だけでなく、物質面でも進展があった。明治7年(1874年)12月に、鍛冶橋監獄が西洋のモデルを模した日本初の近代監獄として落成した。自らが司法卿大木喬任に建議した監倉であるため、鍛冶橋監倉事務取扱所長に任命されたのは、もちろん、39歳で働き盛りの小原重哉であった。小原が提唱したのは、石作り、郊外の緑豊かな場所、治水がしやすい場所、「一房一人」構想等々であったが、出来上がった建物は、木造で立地も東京の中心地で理想からほど遠かった。しかも、80房が用意され80

³⁹ 重松、『名典獄評伝』(日本行刑史研究会刊、1984年)、2~10頁。

⁴⁰ 重松一義、『近代監獄則の推移と解説』(北樹出版、1979年)、35頁以降に小原が提唱した構造が詳しく紹介されている。

⁴¹ くわしい分析は、前田愛「獄舎のユートピア」『都市空間の中の文学』(筑摩書房、1982年)、164~210頁参照。

⁴² 重松、『研究』、221頁。

人を収容するはずだったにもかかわらず、上の記録を読んでも分かるように、実際にはもっと多くの囚徒が収容されていた。⁴³ 理想と現実の格差は大きかったが、それでも、1775年にゲント⁴⁴で設けられた監獄に倣って建てられた監獄は、牢屋という旧弊から脱却し文明国にふさわしい最新ハードウェアとして誕生したわけである。

精神面と物質面が密接につながることも多々あった。小原の『監獄制』には、書庫をつくるべきだという提言も含まれていた。手紙に関しては厳しい監視を要求したが、書庫(=図書室)については、「監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シ以て囚人ノ誦読ニ供ス」とある。小原が考えていた本は、教化に参考となるもので、官読書籍と呼ばれる本であった。実際、書庫が整備されるのに時間がかかり、それも『勸善訓蒙』や『修身歌尽』などのような本が多かった。

人事や事務面での改革、とくに明治9年(1876年)2月の、警視庁への管轄の委付——それこそ、洋式の制服姿の監守の登場に象徴される——には、様々な理由があったそうである。改革を推し進める法官たちが理想としたパリやロンドンなど文明国首都の警察が監倉を合わせ備えている仕組みを模倣したという要因もあるが、主な理由は、東京府の負担軽減、囚人の増加に伴う管理体制の強化、懲役刑の拡大による外役の恒常化と脱走の多発に対する防止策といった、目下の穏やかでない現実への対応であった。旧来の獄吏や牢名主などでは太刀打ちできない問題が次々と発生した近因を度外視できないが、ここでもやはり近代的国家の体制づくりという大きな流れを見ることが出来る。⁴⁵

これで、明治初期の監獄に関する考察が柳北らの記録によろやく追いついてきた。つまり、小原の在任期間は短かったが、その理念と政策のインパクトは一監獄の範囲を大きく超えるものがあった。ここでは鍛冶橋での出来事に話を絞ろう。小原の後を継いだ監獄長は、石澤謹吾(1830年~1917年)であった。就任したのが、警視庁への委付と重なる明治9年(1876年)の2月であり、柳北たちの在獄期間と重なる。石澤は、信州の飯田藩の士族で藩のために尽くし郡奉行職まで上りつめるが、勤王思想にも洋学にも関心を示す開国論者であった。長寿のため逸話の多い人物であるが、そのなかでも投獄された話が目を引く。⁴⁶ 晩年の石澤の語るところによると、鳥羽伏見の戦いに藩主と共に陣出した時、誣告によって「訊問の後市中取締の獄に幽せら」れたそうである。その後「枉冤なることが判明」して危うく事なきを得るが、その時に感じたことが後の生涯を決定的に方向付ける。揚屋に入れられた自分は身分が高いので、「給仕も附て居て鄭重な御取扱に預り食事をするにも黒塗膳で三度が三度飯を食ふと云ふわけ」であったが、

「只の犯罪人の居る様子を見ると実に酷いもので、房内では真直に立って居る事が出来ぬ、後ちに軍鶏と云ふて四尺四方の暗室に入れられて居る様なもので(中略)六角通りの監獄杯は犯罪人の語る所では天井も石で少し立たうとすると頭を石で打つ、少しく其の戒護者の意に背けば皆非常に打たれ(中略)長く居れば死んで仕舞ふ」

という状況を目の当たりにして、この惨状を改善する志を抱くようになる。46歳にして警視庁へ入るが、経営能力を高く評価され瞬く間に大仕事を任せられる。その一つは、明治9年(1876年)2月に任命される、(鍛冶橋監獄長の前名)「警視庁監倉署長」である。そして、もう一つは、西南戦争後、九州で捉えら

⁴³ 重松、同上、296頁。ただ、小原は、「已ヲ得ザレハ一房ニ五人ヲ溶ル」と記している。一房の人数を奇数にしたのは、淫らな行為を防ぐためだったらしい。重松、『推移と解説』、38~40頁。

⁴⁴ 現在のベルギー国北部地域。当時は〈啓蒙専制君主〉といわれるヨセフ2世が統治するオーストリア領であった。

⁴⁵ 重松、同上、297~8頁。

⁴⁶ 石澤の生涯と功績については、重松一義、『名典獄評伝』、11~23頁参照。

れた反乱軍の首謀や捕虜たちの多くが国事犯として東北地方にある刑務所に収容されるが、その中でも新築で規模の大きい宮城県仙台にある集治監の獄司になる。明治11年(1878年)3月着工、翌年4月竣工の宮城集治監は、古い城砦の跡地に建てられ長い間東北地方で最も大きな建築物であり、「世界でも第一の木造大監獄」であったとされる。鍛冶橋と同じくパノプティコン式六棟放射状であった獄舎には、300人の囚徒が収容された。ケヤキをつかった木造であったが、外壁はレンガで、そのモデルは、1860年に開設されベルギー国ルーヴェンの石造監獄であった。

「ごく内ばなし」のなかで、成島柳北は喜びを込めて「今日禁獄ノ書籍ニ乏シカラザルハ皆同氏ノ賜ノニメ」と書いているが、「同氏」とは、「短身美髭の人」、ほかなく監倉課長の石川である。「能ク百事ニ注意シ人ヲシテ冤屈ヲ訴エ憂憤ニ堪ヘザルノ事ナカラシム」と評価をした上で、文人である柳北からすればおそらく最高の誉め言葉の一つである賛辞を送っている、つまり「就中文学ノ一ニ至テハ大ニ意ヲ用フル所口有ルガ如シ」。⁴⁷ 石川は、改革への情熱が評価されているが、その仕事ぶりがすべての人によって歓迎されたわけではない。獄丁(正式な職名として明治14年(1881年)まで使用)たちは直接囚徒らと触れる機会が多く不正も多かったが、石澤は3度違反が発覚したものを解雇しその不正な利益(賄賂など)を模範的な囚徒へ配るといったような規則を導入した。成島柳北が硯と筆を入手したが、「ごく内ばなし」でそれに触れなかったのは、よくしてくれた獄亭丁を庇うためであったとも考えられる。

仙台監獄でも、石澤の実直で厳正な姿勢は戸惑いのもととなった。東北各県のみならず、遠い九州からも囚徒たちが集められたが、その多くは西南戦争の隊長級の士族で、東北に送られる前、地元では石澤がかつて京都で享受したような厚遇を受けていたらしい。石澤の報告書は、ある囚徒が地元の牢獄で「殿様」と話しかけられ、また「独歩市中ヲ徘徊シ、或ハ錢幣ヲ手ニシ、或ハ微ニ酔態ヲ顕シ婦女ニ戯ルル等」という嘆かわしい事例をあげ、政府が地方の監獄に対して厳則を徹底させる布達を出してほしいと上申する。⁴⁸ つまり、全国基準の確立が望ましいと主張した。末広の市ヶ谷での体験は、同じ「厚遇」の名残であったかもしれない。

石澤が唱えていた厳則の徹底を彼個人の性格に帰することもできるが、その方向性はあきらかに近代的な監視体制の確立と同一のベクトルを持っている。そして、その規則が厳しくても、それが身分による処遇差をなくす方向に働いているのも確かである。一君万民の理想を標榜する志士たちによって遂行され二世紀以上続いた旧秩序が徐々に解体されていく明治維新後の諸改革に直面して、かつての身分社会で高い地位にいた士族たちがどのように行動し新社会の中でどのような役割を果たしていくかは、この小論の範囲を大きく超えたテーマである。ここでは、新聞記者になった3人とその投獄体験から見てくることだけに注目したい。

世が世なら、3人は「牢」に繋がれつつも、本を読み、また後世に残る書を著することが十分可能だった。だが、四民平等が謳われる明治の世は、監獄における監視の仕組みに関しても近代の実践的な仕組みの導入が急がれた。例えば、フォーコーが近代的な監獄の特徴と呼ぶところの「囚徒による自発的コミュニケーションの排除」も行われていく。⁴⁹ その点では、末広が市ヶ谷囚獄署で過ごして時間は、実に東の間の〈幸福な時代〉であったかもしれない。その作りも近代的なパノプティコン型ではなく、かつての揚屋を改築したものであった。⁵⁰

投獄でなく、自宅禁錮(2カ月)を経験した末広の「経歴談」には、さらに驚くべき出来事が紹介され

⁴⁷ 成島柳北、「ごく内ばなし」、57～58頁。

⁴⁸ 重松、同上、19頁。

⁴⁹ Foucault、同上、267-298頁(IV Prison)。

ている。禁錮の刑に処されたのは、上述したように、筆禍の最も早い例の一つであったが、ある夜、『曙』の編集長があらわれ、井上馨の自宅に連れていく。井上は、いうまでもなく、成島が槍玉にあげた法官である。政府批判の口調がますます激しくなる『曙』が気に入り、編集長の青江と（禁錮中の）末広を呼び出したそうである。あまりにも厳しい法律（言論弾圧の二法）に関して遺憾であると認めつつ、各地の武士の不満に対する危機感がそうさせたと説明する。末広は深夜の懐柔策に嫌気がさし気分が悪くなったと偽りその場を離れるそうであるが、それ以降、『曙』と袂を分かち、成島『朝野』に移る——「近代的制度の建設現場」とでもいうべき光景である。⁵¹

むすび

明治10年(1877年)の西南戦争以降、監獄の建設がどんどん進められ、またその4年後の明治14年(1881年)に、刑法が制定され第一回改正監獄則布達が出される。囚徒たちへの監視と規則の徹底が図られ、文通や書籍に関する規制も厳しさを増していく。一般的な教育よりも独特な「教化」が重視される。明治5年から9年にかけて、書籍閲読の可否に関して模索され、明治7年(1874年)6月から8年(1875年)1月まで新聞も許されていたそうであるが、明治14年の規定では、書籍は「新聞紙及び時事の論説を記載せるものを除き修身又は営業に必要なもののみ」に限られ、柳北が訴えていた「私本の閲覧」が再び許されるのは、昭和8年(1933年)である。⁵²

植木枝盛の「出獄追記」には、囚徒たちの運動場の整備に関する考察が見られるが、興味深いことに、それはまさしく囚徒らの運動の時間を増やすと同時に、監守らの負担を軽減する工夫が含まれている。⁵³

「蓋シ此ノ運動園ハ囚徒ノ為メニ最モ歎心スル所ナリト雖ドモ、若シ歩ヲ転ジテ獄務ヲ管理スル官吏ノ地ヨリ考フルトキハ必ズ多少ノ不便ナシト云フベカラズ（中略）故ニ一名ノ眼光能ク衆多ノ囚徒ヲ看守スルヲ得（ル）」

つまり、効率的な監視の仕組みの構築と、監視を受け入れる（受け入れざるを得ない）側の健康と「幸福」に寄与する、フーコーの描く監獄の原理を見事に体現した案であり、柳北が尊敬してやまなかった石澤の経営的発想とほぼ重なる。知識人たちと若い指導層は、同じ泉の水を飲んでいたわけである。英国留学から帰り人民の身体保全だけでなく市民一人一人の名誉を守るにも法の保護が必要であると論じ英国の libel law（名誉棄損法）に相当する法の制定を求めた小野梓（1852年～1886年、宿毛出身）の訴えが讒謗律の制定に大きく貢献したことはよく知られているが、同じ小野はベンサム思想をいち早く日本に紹介した学者でもある。⁵⁴ 歴史の狡猾と言おうか、教育者大隈重信の右腕として活動するが、板垣率いる急進派民権家だけでなく、大隈率いる立憲改進黨の漸進派活動家の多くが、ベンサムがかつて提案したパノプティコン式監獄に倣って造られた監獄で、制服姿の巡查の監視の「眼光」に晒されるのは、実に皮肉である。

⁵⁰ 予算とノウハウがない地方で、藩時代の牢獄が改造され、監獄として使われることがよくあった。実は、火事が起きた場合逃げ道のない十字型の監獄の建設は、1890年代まで止まっていた。高知でも古い建物が転用、移築された。井上一志、『明治維新と高知獄制』（高知刑務所発行、1994年）、287～290頁など。

⁵¹ 末広、「新聞経歴談」、54～55頁。

⁵² 重松、『推移と解説』、250頁。

⁵³ 植木、第3巻、28～30頁。

⁵⁴ 山下重一、「小野梓とイギリス政治思想——〈利学入門〉と〈国憲論綱〉」、『英学史研究』（1978年）第11号、51～63頁。

また、開国後の監獄改革を先導した官僚らのなかに江戸の牢屋を体験した人たちが多いのに対して、植木と柳北と末広は、釈放後の生涯において監獄の改革に触れることなく活動を続けた。一見して、喉元過ぎれば熱さを忘れることであるように見えるが、それはその必要を感じなかったからであるともいえる。明治初期に「前科」をつくった活動家が、その後、出生の花街道をまっしぐらに進む例は少なくない——もっとも顕著な人物を2名挙げるなら、高知から武器を携えて九州の西郷軍に加わる嫌疑のため禁錮100日の刑に処されてからも、明治31年(1898年)に衆議院議長をつとめるようになる片岡健吉と、政府批判が特に激しい急進派新聞『評論新聞』の記者で明治9年(1876年)1月から2年の禁錮刑を言い渡されるという〈経歴の汚点〉をかかえながらも司法次官や文部大臣など数々の要職を歴任し大学長にまでなる小松原英太郎が特に有名である。ちなみに、小松原は植木と柳北らがいた長下の房の隣の23号室(のち30号室)に入れられていた。

ここで強調してきたのは、彼らは出獄してなんらの思想の方向転換(たとえば、小松原は強硬な反社会主義者となったこと)を遂げなかったわけではないが、近代日本が目指すべき国家の構想については、新政府に楯突く一方、近代国家に必要なインフラ整備やそれを動かす経営観念において、官僚たちの目指すものと通底していたという視点である。けれども、注意しなければいけない。共通性を強調するあまり、民権派の活動家たちが被った迫害とそれに屈しない姿勢を説明したり評価したりしかねてしまう。そのためには、やはり、もう一つの観点を加えなければいけない。それは、被支配者からの眼差しである。つまり、東西を問わず、支配者による監視を甘んじて受けつつ効率的な国家経営に力を貸す善良な国民の形成が権力を監視し主権者としての自覚を持つ主体的な市民の育成を伴わなければ、近代国家はまさしく監獄国家へと成り下がってしまう。透明な決定過程を踏まえて国民の慧眼を恐れずそのすべてをさらけ出す——これが民主的な権力の在り方であるが、その意識を当時の日本人に植え付け、またその実現のために努力を続けたのが民権家たちである。だからこそ、政府への抵抗を一人の青年、一人の文人などの心理だけに帰することは避けたい。国家の権力機構において民主的制度をどのように確保するか、またその制度において民主主義の精神をどのように保護するか——これらは普遍的な課題である。制度と精神、両次元においてその根幹となるのが言論の自由である。この視点から見た場合、上の3人は140年経っても色褪せない存在である。そして、政府側の官僚たちは近代国家の歯車だけに徹した、艶のない存在に見えると言わざるを得ない。

参考文献

洋書

Bentham, Jeremy "Panopticon":

https://www.ics.uci.edu/~djp3/classes/2012_01_INF241/papers/PANOPTICON.pdf

Botsman, Daniel V., *Punishment and Power in the Making of Modern Japan* (University of Princeton, 2005)

Huffman, James L., *Creating a Public: People and Press in Meiji Japan* (Hawai'i University Press, 1997)

Foucault, Michel, *Surveiller et punir-Naissance de la prison* (Gallimard, 1975)

和書

家永三郎、『植木枝盛研究』(岩波、1960年)

家永三郎他編『植木枝盛集』(岩波書店、1990年)

- 石井良助『江戸の刑罰』（吉川弘文館、2013年 [中央公論社 1964年]）
- 稲田雅洋『自由民権の文化史』（筑摩書房、2000年）
- 乾照夫「成島柳北と自由民権～明治14年以降の『読売新聞を中心に』～」『経営情報科学』第2回第4号（1989年）、349～360頁
- －「明治10年代における成島柳北の言論活動について」『経営情報科学』第6巻第2号（1993年）、117～161頁。
- 井上一志、『明治維新と高知獄制』（高知刑務所発行、1994年）
- 氏家幹人『江戸時代の罪と罰』（草思社、2015年）
- 具島美佐子『成島柳北研究－海外体験からの言論活動に焦点をあてて』（筑波大学、2017年）[博士論文]
- 重松一義『近代監獄則の推移と解説』（北樹出版、1979年）
- －『名典獄評伝』（日本行刑史研究会刊、1984年）
- －『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、2005年）
- 住谷申一「東京珍聞と獄中新聞－成島柳北と手書新聞覚え書－」、『人文学』（同志社大学人文学会）39（1958年）、31～33頁。
- 外崎光弘『植木枝盛の生涯』（高知市文化振興事業団刊、1997年）
- 大日本監獄協会、『大日本刑獄沿革略史』（龍溪書舎、1996年【復刻版】）
- 谷正之著「弁護士誕生とその背景（3）－明治時代前期の刑事法制と刑事裁判－」『松山大学論集』第21巻第1号、2009年。271～338頁。
- 田村俣（訳）『監獄の誕生－監視と処罰』（新潮社、1977年）
- 那希芳『植木枝盛の東京遊学時代における思想形成』（年報地域文化研究、第18号、2005年3月）
- 成島復三郎編『柳北遺稿』第一巻（四十五～七十六）、山本徳五郎校、明治23年
（<http://ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898752>）[doi:10.11501/898752]
- 『日本史大辞典』第6巻（平凡社、1993年）
- フラレ（Fraleigh）、M. 「国際人成島柳北の旅した明治日本」『国際日本文学研究集会会議録』第32号、2008年。49～66頁。
- 前田愛「獄舎のユートピア」『都市空間の中の文学』（筑摩書房、1982年）
- 前田愛『成島柳北』前田愛著作集第一巻（筑摩書房、1993年）
- 宮永孝「享楽主義者 成島柳北」『社会誌林』第63巻第4号（2017年）。342～365頁。
- 明治文化全集、第4巻（新聞編）
- 山下重一、「小野梓とイギリス政治思想－〈利学入門〉と〈国憲論綱〉」、『英学史研究』（1978年）第11号、51～63頁。
- 米原謙、『植木枝盛－民権青年の自我表現』（中央公論社、1992年）

